

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十条の十二」を「第九十条の十五」に改める部分に限る。）、「同法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十条の十二の改正規定及び同法第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、同法第九十条の十一の次に一条を加える改正規定 平成二十四年五月一日

二 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日

イ 第一条中租税特別措置法第四十一条の六の改正規定、同法第五十七条の七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五十七条の七の二とし、同法第五十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の五十七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第六十八条の五十七の二とし、同法第六十八条の五十六の次に一条を加える改正規定及び同法第八十二条の改正規定並びに附則第五条第三項、第十六条、第十九条第三項、第二十五条第一項、第三十条第三項及び第二十六条第一項の規定

ロ 第二条中所得税法第二百十六条の改正規定及び附則第五十五条の規定

三 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例」
〔第三節の二〕 石油石炭税法の特例

例（第九十条の四—第九十条の七）」を
第一款 地球温暖化対策のための課
第二款 その他の特例（第九十条の

税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）に改める部分に限る。）
四 第九十一条の七）

同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日までに」を削る部分及び「製造した場合には」の下に「当分の間」を加える部分を除く。）
同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第九十条の七の改正規定（同条第三項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」

に改める部分を除く。）並びに附則第四十三条から第四十五条まで、第四十七条

及び第四十八条の規定 平成二十四年十月一日

四 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法第二十九条の三第六項の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三第三項の改正規定（「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第四十九条の規定

ロ 第二条の規定（所得税法第二百十六条の改正規定を除く。）並びに附則第五十一条から第五十四条まで及び第五十六条の規定

ハ 第五条中國税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定

五 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節の三 国外支配株主等に

係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）」を

第一款 国外支配株

第二款 関連者等に

に係る利子等の課税の特例
主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）】

に、「第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

〔第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の

〔第六十八条の八十九〕」を 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債

〔第六十八条の八十九〕」を 第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子

課税の特例

の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）
に改め

等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）】

る部分に限る。）、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第三章第

七節の三の節名の改正規定、同法第六十六条の五（見出しを含む。）の改正規定

、同節中第六十六条の五の前に款名を付する改正規定、同節に一款を加える改正

規定、同章第二十三節の節名の改正規定、同法第六十八条の八十九（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十八条の八十九の前に款名を付する改正規定及び

同節に一款を加える改正規定並びに附則第二十八条、第二十九条、第三十九条及

び第四十条の規定 平成二十五年四月一日

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ 第五条の規定（国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定を除く。）

ロ 第六条の規定

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

七 第八条の規定（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第五十九条、第六十条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の表の改正規定に限る。）の規定 平成二十六年一月一日

八 附則第七十一条の規定 平成二十六年十月一日までの間において政令で定める日

九 第八条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年一月一日

十 第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定、同法第四十二条の五第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日）

十一 第一条中租税特別措置法第三十七条の十三第一項に一号を加える改正規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日

十二 次に掲げる規定 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の三の二第十二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定及び同法第七十四条の次に一条を加える改正規定
ロ 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定

十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第 号）の施行の日

十四 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の改正規定（同条第一項の表の第一号の第一欄中「（平成二十三年法律第二百二十二号）」を削る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三の改正規定（同条第一項中、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第十九条の二第一項の改正規定（「次項」の下に並びに次条第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六项の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三の改正規定（同条第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五まで」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の五の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十五条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（並びに第二十五条の三第一項）を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第三条 新租税特別措置法第五条の二第二十五項（新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債若しくは同項に規定する振替地方債又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等につき支払を受ける利子又は同項に規定する利子等で、その計算期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四条 新租税特別措置法第六条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 新租税特別措置法第十条の二の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた個人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間ににおける新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能工

ネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「（平成二十三年法律第二百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 新租税特別措置法第十条の三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七条 旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百八号）附則第七条（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律）
第二項	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第三項	又は第十条の三第五項	若しくは第十条の三第五項
第四項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項	、第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第四項

前条の規定の適用がある場合で、かつ、第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」）

という。) 第十条の二から第十条の三の一までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第十条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(新租税特別措置法等の一部を改正する法律) 平成二十四年法律第 号) 附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。) 第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。) 第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。)
当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額(旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰

越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とは第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定によつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定によつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を

第二項 又は第十条の三第四項	若しくは第十条の三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項若しくは第十条の二の二第四項	
第三項 青色申告書	確定申告書	
又は第十条の二第四項各号 に限り	又は震災特例法第十条の二第五項 若しくは第十条の二の二第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する緑越税額控除限度超過額に該当するものに限り	第十条の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項

(個人の減価償却に関する経過措置)

第九条 新租税特別措置法第十一条第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)

の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。以下「沖縄振興特別措置法一部改正法」という。)附則第三条第四項の規定により指定国際物

流拠点産業集積地域（沖縄振興特別措置法一部改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「新沖縄振興特別措置法」という。）第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者である個人の有する同項に規定する機械設備等については、同条の規定は、なその効力を有する。この場合において、同項中「沖縄振興特別措置法」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の沖縄振興特別措置法」と、同条第三項中「第十三条の三第一項の」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第十三条の三第一項の」と、「第十三条の三第一項本文」とあるのは「同項本文」と、「次条第一項」とあるのは「又は次条第一項若しくは第二項」と、「第十三条第一項、第十三条の二第一項」とあるのは「前項、次条第一項若しくは第二項又は旧効力措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」ととする。

5 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十三条第二項（新租税特別措置法第十三条の二第三項及び第十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第十三条第二項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項若しくは第二項の規定又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6 第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する機械設備等については、新租税特別措置法第二十四条の三第四項、第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項、第三十七条の三第二項（新租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十七条の九の二第六項並びに新震災特例法第十二条第七項の規定は、適用しない。

7 新租税特別措置法第十四条の二（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、

個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第十一条 新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第三十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以後に行う旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林施業計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡については、新租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林經營計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡とみなして、同条の規定を適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第三十一条の二第二項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）

の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第十三条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の規定は、平成二十四年以後の各年において同条第七項の金融商品取引業者等に開設された同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、平成二十三年以前の各年において旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の金融商品取引業者等に開設された同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第十四条 新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（第九号及び第十号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日以後に行う同項に規定する上場株式等の譲渡について適用する。

（国等に対して重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十五条 新租税特別措置法第四十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する重要な形民俗文化財の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第四十条の二第二項に規定する対象資産の譲渡については、なお従前の例による。

（給与、退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例に関する経過措置）

第十六条 平成二十四年七月一日前に支払うべき旧租税特別措置法第四十一条の六第一項に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。

（認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、居住者が平成二十四年

一月一日以後に同条第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一報改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない団体等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第四十二条の五(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設した旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた法人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第四十二条の五第一項に規

定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十条 新租税特別措置法第四十二条の六（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一条 新租税特別措置法第四十二条の九第一項（同項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があつた日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地区は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二条 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効

力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、同条第五項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、「同法第六十六条第一項」とあるのは「法人税法第六十六条第一項」と、同条第九項中「第六十八条の十四第二項」とあるのは「法人税法第六十六条第一項」と、同法第二条

第三十二条」とあるのは「法人税法第二条第三十二条」と、「第六十八条の十四第三项」とあるのは「旧効力措置法第六十八条的十四第三项」と、同条第十項中「又は租税特別措置法第四十二条的十第二项」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附则第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力单体措置法」という。）第四十二条の十第二项」と、「並びに租税特別措置法第四十二条的十第二项」とあるのは「並びに旧効力单体措置法第四十二条的十第二项」と、同条第十一項中「租税特别措置法第四十二条的十第五项（）」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附则第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力单体措置法」という。）第四十二条的十第五项（）」と、「租税特別措置法第四十二条的十第五项（）」とあるのは「旧効力单体措置法第四十二条的十第五项（）」とする。

2) 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の四（新租税特别措置法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条的十一、第四十二条的十二、第六十二条及び第六十二条的三（新租税特別措置法第六十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条的第一項、第四十二条的五第二项、第四十二条的六第二项、第四十二条的九第一項、第四十二条的十一第二项及び第四十二条的十二第一项中「並びに法人税法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）

〔附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十二条の三第三十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第一項	第六十三条
	第六十三条、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の二第十三項	及び第四十二条の十二並びに旧効力措置法第四十二条の十

同法第四十二条の四第一項

租税特別措置法第四十二条の四第一項

一項

とする
と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第二項中「第四十二条の十二」

あるのは、「第四十二条の十二」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の二第二項及び第三項」とする

第六十三条
第十七条の二の二第九项

第十七条の二の二第二项

項

及び第四十二条の十二
同法第四十二条の四第一項

第六十三条
及第十二条の十
租税特別措置法第四十二条の四第一項

第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五项
及第十二条の十二並びに旧効力措置法第四十二条の十

項

と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第二項中「第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び法律第十七条の二の二第二項及び第三項」とする

とする
と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに第二項中「第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項及び法律第十七条の二の二第二項及び第三項」とする

第六十三条
第六十三条
第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五项

第十七条の二の二第二项

項

第十七条の二の二第二项

項

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第十七条の三第六項	及び第四十二条の十一	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十	租税特別措置法第四十二条の四第一項	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十
同法第四十二条の四第一項	一項	と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」とする	第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」とする	と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」とする
第十七条の三の二第一項	第六十三条	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の三の二第五项	同法第四十二条の四第一項	一項	租税特別措置法第四十二条の十	と、旧効力措置法第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」とする

第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
並びに前条	当該各号に定める金額を 当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下の条において同じ。）
並びに前条並びに旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び	次に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律） 平成二十四年法律第 号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）

				第五項
第二項	又は第四十二条の十一第三項	若しくは第四十二条の十一第三項 又は旧効力措置法第四十二条の十 第三項		
第三項	若しくは第四十二条の十一 第四項	、第四十二条の十一第四項若しく は旧効力措置法第四十二条の十 第四項		
第四項	第六十八条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号		
		同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		

第一項

次の各号に掲げる規定

次の各号に掲げる規定（租税特別

措置法等の一部を改正する法律）

平成二十四年法律第号。以

下この条において「改正法」とい

う。）附則第二十二条第一項の規

定によりなおその効力を有するも

のとされる改正法第一条の規定に

よる改正前の租税特別措置法（以

下この条において「旧効力措置法

」という。）第四十二条の十第二

項又は第三項の規定、東日本大震

災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律（以下「

の条において「震災特例法」とい
う。) 第十七条の二第二項又は第
三項の規定、震災特例法第十七
条の二の二第二項又は第三項の規定
、震災特例法第十七条の三第一項
の規定及び震災特例法第十七条の
三の二第一項の規定を含む。以下
この条において同じ。)

当該各号に定める金額を

当該各号に定める金額(旧効力措
置法第四十二条の十第二項又は第
三項の規定にあつてはそれぞれ同
条第二項に規定する税額控除限度
額のうち同項の規定による控除を
しても控除しきれない金額を控除
した金額又は同条第三項に規定す
る繰越税額控除限度超過額のうち
同項の規定による控除をしても控
除しきれない金額を控除した金額
とし、震災特例法第十七条の二第
二項又は第三項の規定にあつては
それぞれ同条第二項に規定する税
額控除限度額のうち同項の規定に
よる控除をしても控除しきれない
金額を控除した金額又は同条第三
項に規定する繰越税額控除限度超
過額のうち同項の規定による控除
をしても控除しきれない金額を控
除した金額とし、震災特例法第十
七条の二の二第二項又は第三項の
規定にあつてはそれぞれ同条第二
項に規定する税額控除限度額のう
ち同項の規定による控除をしても